

## 山形県安全・安心農産物生産規格

### (目的)

第1条 この規格は、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第3項に基づき、農産物の安全性を確保するために認証登録団体が取り組むべき生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれの同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
生産工程管理	認証登録団体が生産者等と連携して出荷・販売農産物の安全性水準を高めるためのリスク管理を実施することを目的に行う活動をいう。
標準防除暦	作物の栽培体系に沿って、使用する農薬名、散布時期、散布濃度(散布量)等が体系的に記載されているものをいう。
生産物安全性検査	認証登録団体が当該生産物の出荷前に行う残留農薬分析をいう。
安全性管理協定	認証登録団体と生産者が、生産工程管理の実施に伴う役割分担、責任の所在等についての取決めを文書化するとともに、生産工程管理の対象となる圃場をリスト化したものをいう。
出荷集団	生産工程管理の単位となる集団で、原則として作物別に生産者を組織化したものをいう。栽培期間中の安全性管理の取組及び生産物安全性検査結果に基づく適切な出荷・販売の確保に関する取組等の単位となる。
農業生産工程管理(GAP)	生産者や産地(生産者団体等)自らが、食品安全の確保、環境保全、労働安全、管理全般に関して、法令遵守の観点で定めた管理点に対して①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用する、一連の管理手法をいう。この規格においては、山形県版 GAP 第三者認証制度(以下「県版 GAP」という。)、GLOBALG. A. P.・ASIAGAP・JGAP(以下、「国際水準 GAP」という。)、農林水産省が制定した国際水準 GAP ガイドライン(以下、「農水省ガイドライン」という)に準拠する GAP を指すものとする。

### (認証登録団体単位の取組)

第3条 認証登録団体は、以下の事項を基本として生産工程管理を行うものとする。

- (1) 安全性確保方針を策定すること。  
当該認証登録団体における出荷・販売農産物の安全性確保に関する基本方針を策定する。
- (2) 安全性確保計画を作成すること。  
対象品目、出荷集団、管理プログラム(生産工程、危機管理)、実施体制(生産工程管理者の配置、危機管理体制)等を内容とする計画を作成する。
- (3) 安全性管理を的確に実施すること。  
①生産者、生産組織と連携して生産工程管理を行うこと。  
②生産物安全性検査を行うこと。  
③生産物安全性検査の結果等に応じて危機管理及び情報開示を行うこと。
- (4) 農業生産工程管理(GAP)を実施すること。  
生産者や出荷集団と役割分担しながら運用する。
- (5) 内部の体制による点検・見直し活動を行うこと。

- ①管理プログラムの点検を行うこと。
  - ②生産履歴の記帳等の指導・助言を行うこと。
  - ③生産者及び生産工程管理者を対象とした研修を行うこと。
- 2 認証登録団体は、年度単位に生産工程管理計画書（以下「計画書」という。）を標準様式第1号により作成するものとする。
- 3 認証登録団体においては、計画書に基づいて次に掲げる取組を実施する。
- (1) 品目ごとに標準防除暦を作成し、当該品目の栽培開始前に出荷集団を構成する生産者（以下本条において単に「生産者」という。）に配布する。
  - (2) 標準防除暦の使用法、生産履歴の記帳方法等について栽培開始前に生産工程管理者から生産者に対して農薬の適正使用等に関する情報提供を積極的に行う。
  - (3) 栽培期間中における安全性管理の的確な実施と生産物安全性検査等に基づく生産物の適正な出荷・販売の確保を図るため、生産者に対して標準様式第2号により安全性管理協定書の提出を求める。
  - (4) 最後の防除が終了した後又は生産物安全性検査の前に生産工程管理者が栽培履歴を回収し、その内容を出荷前に点検するとともに、品目及び出荷集団ごとに整理保管する。
  - (5) 生産物安全性検査は、別に定める「生産物安全性検査マニュアル」に則って計画的かつ効果的に実施する。
  - (6) 生産物安全性検査の結果は、迅速に出荷集団に伝達するとともに、残留農薬基準を超過した場合等においては、別に定める「危機管理マニュアル」に則って的確な対応を行う。
  - (7) 農業生産工程管理（GAP）を導入し、管理点と適合基準を定めた標準様式第3号（集荷団体用チェックシート）に基づき実施し、毎年点検・評価を行う。

#### （出荷集団単位の取組）

第4条 認証登録団体において組織された出荷集団は、次に掲げる取組を実施するものとする。

- (1) 出荷集団内の活動を統括するとともに、認証登録団体との連絡調整の任務を果たす代表者1名を選出する。
- (2) 出荷集団を構成する生産者は、随時、情報交換と話し合いを行い、標準防除暦に即した効率的かつ適正な防除方法の確保を図る。
- (3) 生産物安全性検査の実施に当たっては、分析検体採取時の立会い等について協力するとともに、分析結果に基づいた適切な出荷・販売を確保する。

#### （生産者単位の取組）

第5条 認証登録団体において組織された出荷集団を構成する生産者は、次に掲げる取組を実施するものとする。

- (1) 標準様式第2号により、圃場のリストを含む安全性管理協定書を作成する。
- (2) 農業生産工程管理（GAP）を導入し、管理点と適合基準を定めた標準様式第4号（生産者用チェックシート）に基づき実施する。なお、独自様式によりGAPに取り組む場合には、国際水準GAP、農水省ガイドラインに準拠するものでなければならない。
- (3) 栽培履歴、農薬・肥料等の購入・使用等を記帳する帳簿類を整備するとともに、記帳を行った帳簿類を整理、保管する（標準様式第5号）。

#### （独自様式の使用）

第6条 認証登録団体は、この規格の定める様式に代えて独自に定めた様式を用いることができる。この場合において、集荷団体等が定める様式は、この規格に定める様式の記載事項をすべて含むものとしなければならないものとする。

附 則

この規格は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規格は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規格は、平成21年2月1日より施行する。

附 則

この規格は、平成22年1月28日より施行する。

附 則

この規格は、平成28年2月1日より施行する。

附 則

この規格は、平成29年1月16日より施行する。

附 則

この規格は、令和4年4月1日より施行する。